

(別表1) 施工能力評価型I型(総合評価方式)の評価点(得点配分)

Table with columns for evaluation items (評価項目), evaluation criteria (評価基準), and scores (得点). The table is organized into sections for 'Configuration and Technical Skills' (配置予定技術者), 'Enterprise (Regional)' (企業(地域外)), and 'Enterprise (Local)' (企業(地域内)). It includes various criteria such as project completion rates, safety records, and technical capabilities, with corresponding scores for each.

- ※1 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績についても評価対象とする(農業・漁業部門は対象外)。
- ※2 「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」については局長表彰相当、「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」については部長表彰相当とする(農業・漁業部門は対象外)。
- ※3 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に「企業が同種工事」又は「同種工事」の実績として評価対象とする(農業・漁業部門は対象外)。
- ※4 「優良工事表彰」、「E-Can奨励賞」、「インフラDX大賞」は、重複加算はしない。
- ※5 優良工事表彰の加算において、入札公告時点で参加企業に過去3年以上在籍していない者については、加算しない。なお、在籍期間は連続していなければならない。
- ※6 災害救助、防災活動、支援体制のいづれかの実績がある場合に1点の加算とする。
- ※7 本評価項目で加算を希望する入札参加者は、様式19-1又は様式19-2の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」(以下「表明書」という。)を提出すること。なお、共同企業体は加算を受けるには各構成員による表明が必要である。
また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の法人税申告書別表1を提出すること。なお、「中小企業等とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のこと」という。ただし、同条第5項に該当するものに限る。「大企業」はそれ以外の者のこととする。
なお、本項目で加算を受けた落札者に対しては、落札者が提出した表明書により表明した事の内容上、後実施したかどうか、当該落札者の事業年度が終了した後、速やかに契約担当官等が確認を行う。本項目で加算を受けた落札者は、以下に示す書類を事業年度が終了した後、下記に定める期限までに契約担当官等に提出するものとする。
具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」の「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額(以下「合計額」という。)を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で算出した金額と比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料等を原則として賃上げ実施期間終了月の月末から3か月以内に契約担当官等に提出すること。ただし、法人税法第75条の2の規定により申告書の提出期限の延長がなされた場合には、契約担当官等への提出期限を同条の規定により延長された期日と同じ期日に延長するものとする。
また、前年度での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1給与所得の源泉徴収合計表(375)」の「○A俸給、給与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で算出した金額とより比較することとする(※8及び9)。前年度での賃上げを表明した落札者は、上記の資料等を原則として賃上げ実施期間終了月の月末から3か月以内に契約担当官等に提出すること。
従って本評価項目によって加算を受けることとする場合、事業年度単位が前年度からの選択を前年度又は前年から変更することによって、前年度等に加算を受けるために表明した期間と、当該年度等に加算を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期限(加算を受ける期間)との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加算を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。
- ※8 中小企業等においては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は「法人事業概況説明書」の「合計額」と、前年度での場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「支払金額」とする。
- ※9 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記書類と同等の賃上げ実績を確認することができる書類である認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は様式19-3の別添である。
上記の期限までに書類が提出されない場合又は上記の確認を行った結果、本取組により加算を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を著しく逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達の場合は評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加算された割合よりも大きな割合(1点大きな配点)の減点を行う。なお、共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。
- ※10 評価点は加算点の5%以上の整数とする。
- ※11 【監理(主任)技術者の資格】※別記様式3-1配置予定技術者が上記記載の該当資格を有している場合は、その資格を証明できる書類の写しを提出すること。
監理技術者は1級土木施工管理技術士の資格とする。
共同企業体の場合は、各社の構成員全てについて、2級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。
- ※12 当該工事が道路部門での、かつ工事区分が「舗装」については、年間舗装維持工事(工事区分「維持」)の工事成績も評価対象とする。
- ※13 舗装工事においては工事区分「舗装」のみの平均点とする。

評価項目	評価基準	備考	若手技術者育成型										配点							
			若手-緩和 (F'0'30) 2.9未満	若手-緩和 (F'0'30) 2.9未満	若手-緩和 (F'0'30) 2.9以上	若手-緩和+年齢評価 (F'0'30) 2.9未満	若手-緩和+年齢評価 (F'0'30) 2.9未満	若手-緩和+年齢評価 (F'0'30) 2.9以上	若手-同等評価 (F'0'30) 2.9未満	若手-同等評価 (F'0'30) 2.9未満	若手-同等評価 (F'0'30) 2.9以上	若手-同等評価 (F'0'30) 2.9以上								
配置予定技術者	過去15年度の同種工事の実績 同種性・立場 ※1	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、特別監理技術者(監理技術者(専任特例2号))又は現場代理人として従事 より同種性の高い工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事、又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、特別監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事 同種性が認められる工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事 より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、特別監理技術者(監理技術者(専任特例2号))又は現場代理人、監理技術者補佐又は担当技術者として従事 同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、特別監理技術者及び/監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人、監理技術者補佐又は担当技術者として従事 該当無し	(加点数なし)	(加点数なし)	(加点数なし)	(加点数なし)	(加点数なし)	(加点数なし)	(加点数なし)	(加点数なし)	(加点数なし)	7.0	3.0	3.0	3.5	1.5	1.5	0.0	0.0	0.0
	施工現場監督者の資格(漁港)	技術士(水産土木)を有している 水産工学士を有している 上記以外	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	年齢評価 (緩和+年齢評価の場合のみ)	配置予定監理(主任)技術者 45歳未満 配置予定監理(主任)技術者 45歳以上50歳未満 配置予定監理(主任)技術者 上記年齢以外	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	CPDへの取組	指定団体の一定数以上の認定あり なし	1.0	0.5	0.5	1.0	0.5	0.5	1.0	0.5	0.5	1.0	0.5	0.5	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	施工能力の確認(書面) I型のみ	優 良 可 評価値なし	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
	過去2年度の北海道開発局発注の成績の平均	83点以上 82点以上83点未満 81点以上82点未満 80点以上81点未満 79点以上80点未満 78点以上79点未満 77点以上78点未満 76点以上77点未満 75点以上76点未満 74点以上75点未満 73点以上74点未満 72点以上73点未満 72点未満	4.0	4.0	5.0	4.0	4.0	5.0	4.0	4.0	5.0	4.0	4.0	5.0	4.0	4.0	5.0	4.0	4.0	5.0
	過去2年度の北海道開発局長等優良工事表彰 (賞状)及び/優良工事表彰(賞状)は追加)内閣府建設部長表彰(同一事業部門限定) または、国土交通省インフラ大賞優良賞(同一事業部門限定) 北海道開発局-Con奨励賞(同一事業部門限定) 表彰なし	優良工事表彰(同一事業部門限定) または、国土交通省インフラ大賞大賞(同一事業部門限定) 優良工事表彰(同一事業部門限定) または、国土交通省インフラ大賞優良賞(同一事業部門限定) 北海道開発局-Con奨励賞(同一事業部門限定) 表彰なし	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	NETIS登録技術者の活用【選択】	1. 関連分野での技術開発実績(NETISへの登録)あり 2. 有用な新技術の当該工事への活用なし	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	情報化施工技術の活用(県)	情報化施工技術を活用する。 情報化施工技術を活用しない。	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	ICTの活用	ICTを活用する。 ICTを活用しない。	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
工事に対する作業量のうち、いづれかの作業量の保有状況(港湾、漁港)	保有比率または保険支払比率50%以上 保有比率20%以上50%未満または保険支払比率20%以上50%未満 保有比率20%未満または保険支払比率20%未満 上記以外	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
新造船の使用状況(港湾、漁港)	出資比率50%以上 出資比率20%以上50%未満 出資比率20%未満 上記以外	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	
本工事に使用する対象作業船の保有状況 に於いて提示した作業船に設置されている すべての原動機が基本脱炭素化物放出基準 を満足している(港湾、漁港)	出資比率50%以上 出資比率20%以上50%未満 出資比率20%未満 上記以外	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
過去2年間の漁港漁場関係事業 優良賞受賞 表彰の有無(漁港)	農林水産大臣又は水産庁長官表彰あり 農林水産大臣又は水産庁長官表彰なし	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
舗装施工管理技術者(日本道路建設協会 認定資格)の配置(舗)	1級×1+2級×0.5	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
技術者の元請比率(舗)	元請比率=(元請の配置予定技術者数+子会社の配置予定技術者数)/全配置予定技術者数 0.7以上 0.7未満	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
主要機械の元請比率(舗)	元請比率=(元請が保有している配置予定主要機械数+子会社が保有している配置予定主要機械数)/全配置予定主要機械数 0.5以上 0.5未満	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
登録基幹技術者等の配置	技術士 なし	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
本店、営業所の所在地	本店、営業所の所在地 本店、営業所の所在地 北海道内(舗)開発建設部管内本店 北海道内支店又は営業所	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
過去10年度の近隣地域での施工実績	内閣府建設部管内の施工実績あり 内閣府建設部管内の施工実績なし	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
ワークライフバランス	W/L認定を受けていること 次に掲げるいずれかの認定を受けている 1. 女性活躍推進法に基づく認定 (ア)男女共同参画社会基本法第4条第1項第1号 2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定 -「ファミリー・フレンドリー企業」(令和7年4月1日以後の基準) -「ファミリー・フレンドリー企業」(令和7年4月1日以前の基準) -「ファミリー・フレンドリー企業」(令和7年4月1日～令和7年3月31日までの基準) -「ファミリー・フレンドリー企業」(令和7年4月1日～令和7年3月31日までの基準) -「ファミリー・フレンドリー企業」(令和7年4月1日～令和7年3月31日までの基準) -「ファミリー・フレンドリー企業」(令和7年4月1日～令和7年3月31日までの基準) 3. 若者雇用促進法に基づく認定(ユース・エール認定企業) A3	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
維持工事の施工実績(維持)	連続5年以上の施工実績あり なし	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
災害活動等の実績	内閣府建設部管内での活動実績(災害活動、または防災活動)あり (過去3年間) または内閣府建設部管内での、支援体制あり ※6 実績なし	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
災害活動協定の締結	開発局と災害協定を締結し、内閣府建設部管内に実施体制を有する なし	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
施工計画	施工計画が適切に記載されている 施工計画が不適切である	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
加算点計	令和7年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和7年(前年)において、前 年度又は前年度と受発給者一人当たりの平均受給額が3%以上増加した 事、従業員に表明している(大企業) ※7 ※8 ※9 ※10 令和7年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和7年(前年)において、前 年度又は前年度と受発給者一人当たりの平均受給額が3%以上増加した事、従業員に表明している(中企業) ※7 ※8 ※9 ※10 上記以外	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
加算点計	該当企業は、財務省が選定された日から1年、賞上げ賞加算点より1点 大きな加算点とする(賞上げ賞加算点に達しない企業のみ加算点とする)	-3.0	-3.0	-3.0	-3.0	-3.0	-3.0	-3.0	-3.0	-3.0	-3.0	-3.0	-3.0	-3.0	-3.0	-3.0	-3.0	-3.0	-3.0	
品質確保の実現性	品質確保の実現性	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	
施工体制確保の確実性	施工体制確保の確実性	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	
合計																				

- ※1 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績についても評価対象とする(農業・漁業部門は対象外)。
- ※2 「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」については局長表彰相当、「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」については部長表彰相当とする(農業・漁業部門は対象外)。
- ※3 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に企業の「同種工事」又はより同種工事の実績として評価対象とする(農業・漁業部門は対象外)。
- ※4 「優良工事表彰」「Co-実働賞」「インフラO&A賞」は、追加加算はない。
- ※5 優良工事表彰の加算において、入札公告時点で参加企業に過去3年以上在籍していない者については、加算しない。なお、在籍期間は連続していなければならない。
- ※6 災害活動、防災活動、支援体制のいずれかの実績がある場合に1点の加算とする。
- ※7 本評価項目で加点を希望する入札参加者は、様式19－1又は様式19－2の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」(以下「表明書」という。)を提出すること。なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。
また、中小企業等については、表明書と合わせて最近の事業年度の法人税申告書別表1を提出すること。なお、「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。
なお、本項目で加点を受けた落札者に対しては、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、速やかに契約担当官等が確認を行う。本項目で加点を受けた落札者は、以下に示す書類を事業年度等が終了した後、下記に定める期限までに契約担当官等に提出するものとする。
具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」の「10主要科目のうち「労務費」」「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」(以下「合計額」という。)を「4期末従業員等の状況のうち⑤計」で陳じた金額と比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料等を原則として賃上げ実施期間終了月の月末から3か月以内に契約担当官等に提出すること。ただし、法人税法第75条の2の規定により申告書の提出期限の延長がなされた場合には、契約担当官等への提出期限を同条の規定により延長された期限と同じ期間に延長するものとする。
また、隔年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1給与所得の源泉徴収合計表(375)」の「A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で陳じた金額により比較することとする(※8及び9)。隔年単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料等を原則として賃上げ実施期間終了月の月末から3か月以内に契約担当官等に提出すること。
経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か隔年単位かの選択は前年度又は前年から変えることにより、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。
- ※8 中小企業等においては、上記の比較すべき金額は、事業年度単位の場合は「法人事業概況説明書」の「合計額」欄、隔年単位の場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「支払金額」とする。
- ※9 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる場合である認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は様式19－3のとおりである。
上記の期限までに書類が提出されない場合又は上記の確認を行った結果、本取組より加点を受けた落札者が表明した賃上げ基準に達していない場合又は本取組の前身を業団的に継承している期間に於いた場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達への総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加算された割合よりも大きな割合(1点大きな配点)の減点を行う。なお、共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。
- ※10 評価点は加算点の5%以上の整数とする。